

## 堺市における終活に係る業務の支援に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）と株式会社鎌倉新書（以下「乙」という。）は、甲における終活に係る業務の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲が終活に係る業務を実施するにあたり、乙が甲に必要な支援を行うことで、住民への終活に関するサービス提供の質を向上させることを目的とする。

### （支援事項）

第2条 前条の目的を達成するため、乙は、甲からの要請に基づき、次の各号の支援を行う。

- （1） 甲の住民の方々への終活に関する情報発信
- （2） 甲に係る職員に対する終活に関する研修実施
- （3） 甲の住民の方々、甲に係る職員への終活に関する相談対応

2 実際に行う具体的な支援の内容は甲乙協議の上で別途定め、終活に係る業務を効果的に支援するよう協力するものとする。

### （費用負担）

第3条 第2条2項で定めた各支援を実施する際には、乙の費用負担により実施する。

2 前項で定めたもの以外で、実費など別途費用が発生した場合には事前協議の上決定する。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和5年10月31日までとする。ただし、終了日の1か月前までに甲乙いずれからも申出がなければ同条件で本協定は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

### （守秘義務）

第5条 甲乙いずれも本協定の実施に際し得た相手方の機密情報を厳に秘密として管理するものとし相手方の同意なく公開し又は本協定の目的以外の目的で利用してはならない。

### （疑義の決定）

第6条 この協定に定めのない事項で協議する必要があるとき及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は協議して必要な事項を決定するものとする。

以上、この協定の締結を証するものとして、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年8月10日

甲 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号

堺市

堺市長 永藤 英機

Ⓜ

乙 東京都中央区京橋2丁目14-1

兼松ビルディング3階

株式会社鎌倉新書

代表取締役 小林 史生

Ⓜ